

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第4812629号
(P4812629)

(45) 発行日 平成23年11月9日(2011.11.9)

(24) 登録日 平成23年9月2日(2011.9.2)

(51) Int.Cl.	F I
B60N 2/44 (2006.01)	B60N 2/44
B62D 25/20 (2006.01)	B62D 25/20 E
B60R 22/22 (2006.01)	B60R 22/22

請求項の数 10 (全 6 頁)

(21) 出願番号	特願2006-546276 (P2006-546276)	(73) 特許権者	507308902
(86) (22) 出願日	平成16年12月17日 (2004.12.17)		ルノー・エス・アー・エス
(65) 公表番号	特表2007-516901 (P2007-516901A)		フランス国 エフ-92100 ブローニ
(43) 公表日	平成19年6月28日 (2007.6.28)		ユピランクール, ケルガロ 13
(86) 国際出願番号	PCT/FR2004/050721		-15
(87) 国際公開番号	W02005/073015	(74) 代理人	100109726
(87) 国際公開日	平成17年8月11日 (2005.8.11)		弁理士 園田 吉隆
審査請求日	平成19年11月22日 (2007.11.22)	(74) 代理人	100101199
(31) 優先権主張番号	0315559		弁理士 小林 義教
(32) 優先日	平成15年12月30日 (2003.12.30)	(74) 代理人	100075753
(33) 優先権主張国	フランス (FR)		弁理士 和泉 良彦
		(72) 発明者	フルビナ ティエリー
			フランス国 エフ-92370 シャヴィ
			ールリュドゥベルヴィ 3

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 自動車の座席の固定装置

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

- 基盤(4)と、
- 安全ベルトの部材を取り付けるためのハウジング(12)を支持する補強部品(56)と、

を含んでなる自動車の床(52)において、
上記基盤(4)は、上記ハウジング(12)に沿って伸びる貫通開口(8)を有し、
上記補強部品(56)は上記ハウジング(12)に沿って配置された少なくとも1つの開口(59)を有し、

上記ハウジング(12)の少なくとも1つを支持する、少なくとも1つの取り付け部品(10)が、上記開口(59)の周縁部において上記補強部品(56)の下面に接合されて、上記開口(59)を通して上部に突出することを特徴とする、自動車の床。

【請求項2】

上記貫通開口(8)は、少なくとも2つの上記ハウジング、望ましくは全ての上記ハウジングに共通であることを特徴とする、請求項1に記載の自動車の床。

【請求項3】

1つの、または各上記取り付け部品(10)は、一連の上記ハウジング(12)を支持することを特徴とする、請求項1に記載の自動車の床。

【請求項4】

少なくとも2つの上記取り付け部品(10)を有することを特徴とする、請求項1に記載

10

20

載の自動車の床。

【請求項 5】

上記補強部品（56）の1つの、または各上記開口（59）は、上記補強部品に組み込まれた少なくとも2つの上記ハウジング（12）に共通であることを特徴とする、請求項1に記載の自動車の床。

【請求項 6】

上記補強部品（56）は、少なくとも2つの上記開口（59）を有することを特徴とする、請求項5に記載の自動車の床。

【請求項 7】

上記ハウジング（12）は、上記基盤（4）からの突起部として伸びることを特徴とする、請求項1～6のいずれか1つに記載の自動車の床。

10

【請求項 8】

上記ハウジング（12）は、1列に並べられた上記ハウジングの少なくとも1連を形成することを特徴とする、請求項1～7のいずれか1つに記載の自動車の床。

【請求項 9】

1列に並べられた上記ハウジングは、互いに平行な少なくとも2連であることを特徴とする、請求項8に記載の自動車の床。

【請求項 10】

上記ハウジング（12）は、上記自動車の後部座席に関するものであることを特徴とする、請求項1～9のいずれか1つに記載の自動車の床。

20

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、自動車の座席の固定装置に関する。

【背景技術】

【0002】

今日、安全ベルトは、特に激しい減速の際における大きな力を支持することができなければならない。これに関連する力は、ベルトのバックルと、バックルの自動車の床への取り付けを介して支持される。文献EP-1 122 135には、例えば、安全ベルトの部品を取り付けるためのハウジングが、床の基盤に嵌めこまれた部品に取り付けられる構成が記載されている。必要な剛性を得るためには、基盤に嵌めこまれた部品と基盤は、十分な厚さを有する必要がある、このことは、スペースの要求と重量の点での制約となる。

30

【0003】

本発明は、後部座席が、自動車の進行方向に対応する縦方向の位置に関して調整可能であり、更に、3人掛けのベンチシートから2人掛けのベンチシートへ変更するために、後部座席の幾つかを、進行方向に直交する水平方向に移動可能にすることによって形態を変更することができる自動車に特に適用される。このような環境においては、安全ベルト装置と、これに関連する力の支持装置は、このような環境に応じて設ける必要がある。

【特許文献1】EP-1 122 135

【発明の開示】

40

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

本発明の目的は、スペースの要求と重量を低減し、要すれば座席の移動を可能にする、従来技術とは異なるタイプの自動車の座席の固定装置を提供することにある。

【課題を解決するための手段】

【0005】

上記目的を達成するため、本発明によれば、

- 基盤と、
 - 安全ベルトの部材を取り付けるためのハウジングを支持する補強部品と、
- を含んでなる自動車の床において、

50

上記基盤は、上記ハウジングに沿って伸びる貫通開口を有することを特徴とする、自動車の床が提供される。

【0006】

このようにして、減速度を受けた際の力は、上記補強部品によって支持される。上記基盤の貫通開口は、上記床のスペースの要求と重量を低減させる。

【0007】

また本発明による上記床は、少なくとも1つの以下の特徴を有する：

- 上記貫通開口は、少なくとも2つの上記ハウジング、望ましくは全ての上記ハウジングに共通である；

- 上記補強部品に取り付けられ、上記ハウジングの少なくとも1つを支持する、少なくとも1つの取り付け部品を有する；

- 1つの、または各上記取り付け部品は、一連の上記ハウジングを支持する；

- 少なくとも2つの上記取り付け部品を有する；

- 1つの、または各上記取り付け部品は、上記補強部品の上に取り付けられる；

- 上記補強部品は、上記ハウジングに沿って配置された少なくとも1つの開口を有する；

- 上記補強部品の1つの、または各上記開口は、上記補強部品に組み込まれた少なくとも2つの上記ハウジングに共通である；

- 上記補強部品は、少なくとも2つの上記開口を有する；

- 上記ハウジングは、上記基盤からの突起部として伸びる；

- 上記ハウジングは、1列に並べられた上記ハウジングの少なくとも1連を形成する；

- 1列に並べられた上記ハウジングは、互いに平行な少なくとも2連である；

- 上記ハウジングは、上記自動車の後部座席に関するものである。

【発明を実施するための最良の形態】

【0008】

本発明のその他の特徴及び利点は、非限定的な例として示される2つの好ましい実施の形態の、添付図面を参照する以下の説明に、再度示される。これらの添付図面において：

- 図1は、本発明の第1の実施の形態による床の部分斜視図であり；

- 図2は、図1の床の、II-II面に沿った部分断面図であり；

- 図3、4は、本発明の第2の実施の形態を示す、図1、2に類似の図である。

【0009】

図1、2を参照して、本発明による床2の第1の実施の形態を説明する。

【0010】

床2は、基盤4を含む。基盤4は、この床2の最も大きな部分を形成し、図1には基盤4の一部のみが示されている。

【0011】

また、床2は、1個の補強部品6を含む。補強部品6は、基盤4の中間領域に設けられた貫通開口8に沿って伸びる。

【0012】

補強部品6は、互いに対して平行に伸び、互いに対向し、互いの間に距離を置き、それぞれ自動車の進行方向にある、3つの細長い持ち上げ部品9を有する。これらの持ち上げ部品9は、補強部品6の面のその他の部分に対する上向き突起部として伸びる。

【0013】

また、床2は、少なくとも1つの取り付け部品10を含む。本例においては、取り付け部品10の数は3である。各取り付け部品10は、それぞれ1つの持ち上げ部品9を部分的に覆うように補強部品6に取り付けられ、このようにして、それぞれが持ち上げ部品9と取り付け部品10からなる3連が構成される。

【0014】

各連に、補強部品6と取り付け部品10を通り抜ける開口12が形成される。開口12は、図示しないフックを受けるためのハウジングまたはノッチを形成する。このフックに

10

20

30

40

50

、同じく図示しない安全ベルトの部材が取り付けられる。図 1 に見られるように、各連は、一連の 4 つのハウジング（すなわち開口）12 を有する。各一連のハウジングは、床が、この場合は、12 個のハウジング 12 を含む格子配列を有するように、互いに符合して伸びる。（但し、この例は限定的なものではなく、変形として、たとえば 9 個、15 個等の、異なる数のハウジング 12 を設けることができる。）従って、基盤 4 の貫通開口 8 は、ハウジングの下を、全てのハウジングに沿って伸びることが分かる。さらに、この配置によれば、ハウジング 12 も、基盤 4 からの突起部として伸びる。基盤 4 と、補強部品 6 と、取り付け部品 10 は、全て金属で作られる。この場合、これらは板金からなるプレスされた金属板で作られる。

【0015】

床を製作するために、取り付け部品 10 は溶接によって補強部品 6 へ取り付けられる。同様に、図 2 に示すように、補強部品 6 は溶接によって基盤 4 へ取り付けられる。

【0016】

取り付け部品 10 の任意の 1 つに上向きに作用する力 F は、基盤 4 へ直接加えられないように、補強部品 6 に伝達されることが分かる。

【0017】

本発明の第 2 の実施の形態を図 3、4 に示す。

【0018】

第 1 の実施の形態と同様に、補強部品 56 は、基盤 4 の貫通開口 8 に沿って、溶接によって基盤 4 へ取り付けられる。

【0019】

この実施の形態の特徴は、持ち上げ部品 9 は存在せず、それぞれ、自動車の進行方向に伸びる開口 59 自身によって置き代えられていることである。各開口 59 は、長方形の形状を有する。開口 59 は、第 1 の実施の形態の持ち上げ部品 9 と同じように配置される。

【0020】

取り付け部品 10 は、今度は、補強部品 56 の下面を介して、補強部品 56 に取り付けられる。各取り付け部品 10 は、各取り付け部品 10 の上部が開口 59 を通り抜けて、基盤 4 からの突起部として伸びるように、対応する各開口 59 に挿入される。したがって、この実施の形態においては、補強部品 56 は、3 連の対応するハウジング 12 に沿って伸びる、3 つの連続した開口 59 を有する。これらの開口 59 の各々は、関連する取り付け部品 10 に係る一連の 4 つのハウジング 12 に共通である。

【0021】

基盤 4 と、補強部品 56 と、取り付け部品 10 は、第 1 の実施の形態と同様に溶接される。しかしながら、第 2 の実施の形態は、任意の 1 つの取り付け部品 10 に作用する力 F は、補強部品 56 の全体の厚さを負荷の伝達に組み入れる溶接点に伝達されるので、構造の観点からより効果的である。

【0022】

第 1 の実施の形態と第 2 の実施の形態における補強部品 56 と取り付け部品 10 は、先に見たように、板の形で配置される。

【0023】

これらの各実施の形態において、床は、補強部品 6、56 が、自動車の後部座席すなわちベンチシートに沿って伸びることを可能にする自動車の部分を形成するように適合化される。ベンチシートは、例えば自動車の進行方向を横切る水平方向に 1 列に並べられた 3 つのフックによって床に取り付けられる。これらのフックの各々は、一連のハウジング 12 の 1 つに係合する。

【0024】

自動車は、ベンチシートの位置が調整可能で、ベンチシートが、自動車の進行方向における様々な位置を占めることができるように設計される。これが、4 つのハウジングが、自動車の進行方向に並べられた取り付け部品 10 上に配置される理由である。したがって、この床は、自動車の進行方向における、ベンチシートのための異なる 4 つの位置を提供

10

20

30

40

50

することを可能にする。さらに、このベンチシートは、3人掛けの形態から2人掛けの形態へ転換可能である。安全ベルトのバックルを受けるように設計された安全ベルトの部材は、ハウジングの中に係合されたフックに間接的に取り付けられる。従って、自動車は衝撃を受けた際には、安全ベルトの部材からの力が、これらのハウジングと補強部品6、56へ伝達される。このようにして、取り付け手段は、座席の位置及び形態にかかわらず、安全ベルトのバックルが、床に固定されることができるよう、床上に横方向に配分される。この問題に関しては、例えば文献EP - 1 122 135及びEP - 0 457 699を参照することができる。

【0025】

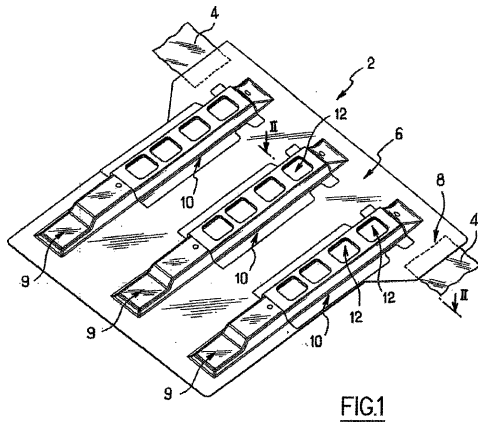
本発明は、燃料タンクのために床下に残されたスペースのために、最大の燃料タンク容量を可能にするという利点を有する。

10

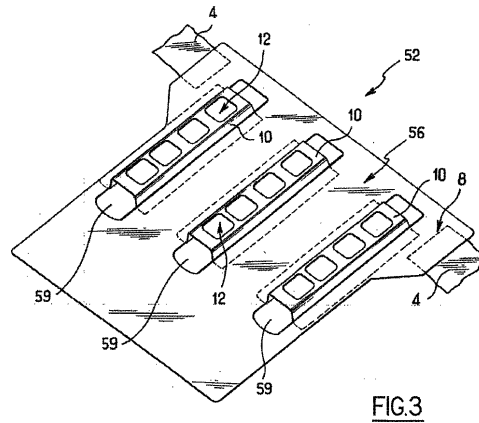
【0026】

勿論、本発明の枠を逸脱することなく、本発明に様々な変更を行うことが可能である。

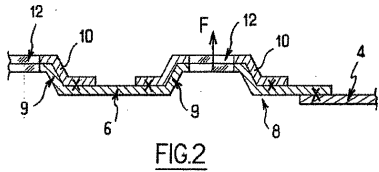
【図1】



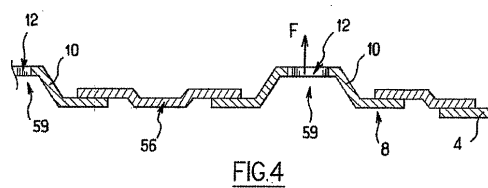
【図3】



【図2】



【図4】



フロントページの続き

審査官 稲村 正義

(56)参考文献 特開2001-150995(JP,A)
特開平10-264689(JP,A)
実開平06-074475(JP,U)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

B60N 2/44

B60R 22/22

B62D 25/20